

今月のハイライト

平成 12 年 4 月に介護保険が導入されて以来、各地で地域ケアや地域リハビリテーションを支える社会資源が拡充され、サービス量が増加している。しかしその一方で、介護保険によるサービスの限界が指摘され、サービス量の不足だけでなく、ケアマネジャー（介護支援専門員）の認識不足や力量不足などが問題にされている。なかでも、適切なサービス計画が立案・遂行されず、当事者の能力が引き出せていない、サービス内容が人的援助に偏っている、福祉用具が適切に利用されていない、介護保険対象外の障害者に対するサービスが不足しているなど、地域リハビリテーションの根幹に関わる問題が浮き彫りになってきている。そこで今月の特集では、介護保険の導入後、社会福祉法による支援費制度の導入前夜という社会情勢を念頭に、地域リハビリテーションの現状について、それぞれの問題に直接関わっている先生方にご執筆頂いた。

■**地域システムについて** 障害高齢者を中心に、現在全国で推進されている「地域リハビリテーション支援体制整備事業」の進捗状況について、各県の取り組みの現状を紹介するとともに、東京都が行った研修事業や住宅改修・福祉用具などの相談支援事業に関して、各種施設の実施状況を報告している。（山口 明氏，209 頁）

■**医療機関の役割** 沖縄県から、地域リハビリテーション支援体制整備事業における「支援センター」の指定を受けた医療機関として、その活動経過を報告している。なかでも一般医療機関の理解の低さが目立つことから、彼らに対して、地域リハビリテーションや在宅支援についての認識を深める努力が必要であると強調している。（今村義典氏ら，217 頁）

■**福祉施設の活動** 身体障害者療護施設を拠点とした地域リハビリテーションの特徴について、「生活モデル」のリハビリテーションを進めやすい、療護施設と地域リハビリテーションの対象者とはほぼ同質の重度障害者であることから、サービス提供上の情報やノウハウを共有できる利点がある。その一方で、医療情報の不足や必要な医療に速やかに移行できないなど、他にもいくつかの問題を抱えていると述べている。（白野 明氏ら，223 頁）

■**介護保険における福祉用具の供給** 居宅サービス利用者における福祉用具の利用率は、平成 14 年 7 月現在 30.4%と右肩上がりで、給付実績も 78 億円（居宅サービス総額の 4.7%）にのぼっている。しかし、内訳をみると特殊寝台が約 70%を占めており、離床を促進するための用具の利用率は未だ低い。今後、福祉用具の適切な活用を図るために、情報システムの整備とともに福祉用具適合技術のミニマムスタンダードの作成が急がれると述べている。（渡邊愼一氏，229 頁）

■**ケアマネジャーの役割と位置** 介護支援専門員がケアマネジメントという手段を活用するケアマネジャーかという疑問である。ややもすると介護サービスのマネジメント（サービスマネジャー）に陥っているし、介護報酬限度額内でコストマネジメント（コストマネジャー）を行いがちである。今求められているのは、ケアマネジャーという職種ではなく、ケアマネジメントを方法・手段として活用できるソーシャルワーカーであると主張している。（大橋謙策氏，236 頁）